

令和5年5月17日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室 御中

一般社団法人 信託協会

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告（案）」
に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告」(2023/4/28)に関する意見について

番号	該当箇所	意見等
1	4. 民間による公益的活動の活性化のための環境整備 ①公益信託制度改革 ア平成 31 年の法制審議会答申を受けた信託事務や受託者の範囲拡大	<p>公益信託制度を公益認定制度に一元化し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みとするに際しては、「軽量・軽装備」による制度運営（※）という、現行の公益信託の特徴・メリットを踏まえたご配慮いただきたい。</p> <p>（※）受託者の人的・物的資源を利用することで、簡易かつ低コストで設定・運営ができること。</p>
2	4. 民間による公益的活動の活性化のための環境整備 ①公益信託制度改革 イ公益法人認定法と共通の枠組みによる公益信託の認可・監督	<p>公益認定等委員会等による公益信託の認可の基準、および監督の考え方について、その策定から制度開始までには十分な準備期間をいただきたい。</p>
3	4. 民間による公益的活動の活性化のための環境整備 ①公益信託制度改革 ウ現行制度における公益信託の取扱い	<p>公益信託制度改革に当たって現行制度における公益信託について追加的な対応が必要になる場合、個々の制度や受給者への影響を踏まえたご配慮をいただきたい。また、その対応期間について十分に確保いただきたい。</p>